



## その捨て方、本当に大丈夫？ ごみの正しい処理にご協力を

【問い合わせ】  
本館生活環境課(☎41-3544)

### ■ごみ出しのルールを守りましょう

ルールを守らずに出されたごみは、ごみの適正な処理の妨げになるだけでなく、ごみ集積所を管理する上で大きな負担となっています。ごみ集積所は各地区で管理・清掃しています。皆さんが気持ちよく使用できるよう、ルールを守り清潔に使用しましょう。

### ❖ごみ集積所にごみを出す際の注意点

#### ①分別のルールを守ろう

分別方法が分からないときは、ごみ収集分別表(右図)やごみ分別辞典ウェブサイトを活用しましょう。



#### ②中身の見える透明な袋を使おう

中身が見えない袋で出されたごみは回収されません。

#### ③袋に名前を書こう

ごみを出した人が分かるように、袋に名前を書いて出しましょう。

#### ④収集日の朝・午前8時30分までに出そう

収集業者が回収した後に出されたごみは回収されません。

#### ⑤自分が住む地区以外の集積所は利用しない

使用する集積所は各地区で決められています。使用する集積所が分からないときは区長、衛生組合長、ご近所の人、アパート・マンションの管理会社などにご確認ください。

### ■ごみ分別辞典ウェブサイトを知っていますか

市では、ごみの分別方法や出し方が検索できる「ごみ分別辞典ウェブサイト」を公開しています。分別に困ったら、検索してみてください。



### ■野焼きは行わないようにしましょう

野外で廃棄物を焼却する「野焼き」は、廃棄物処理法および県条例により、一部の例外を除いて禁止されています。

家庭から出るごみや、農業用ビニールなどを野焼きにより焼却するのは違法であり、罰則の対象となる可能性があります。また、例外として認められている野焼きでも、火災の原因になることや、煙や臭いなどにより近隣の人とトラブルになる場合があります。周囲の環境に十分気を付けて行いましょう。

### ❖例外として野焼きが認められるもの

- ①風俗慣習上の行事を行うための焼却  
(火祭り、どんと焼きなど)
- ②農林漁業のためのやむを得ない焼却  
(農業者による刈り草、木の枝、もみガラ、わらの焼却など)
- ③学校教育または社会教育活動のための焼却  
(キャンプファイアなど)
- ④落ち葉、刈り草、剪定枝など一時的な草木の焼却

※押印や署名の義務付けを廃止した申請書などの一覧を市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/sonotashisei/1017947.html>)に掲載しています。詳しくは、各手続きの担当課にお問い合わせください



## 申請書などの押印や署名の義務付けを廃止しました

【問い合わせ】  
本館総務課(☎41-3506)

市では、行政手続きにおける市民の皆さんの負担軽減および利便性向上のため、市へ提出する申請書などへの押印や署名について、4月1日から一部のものを除いて義務付けを廃止しました。

引き続き押印が必要なものは、金銭の貸借や保証人に関する手続き(貸付金、奨学金など)、代理人申請(委任状、代理人選任届)などです。

アイコンの説明: お知らせ、学び、催し、保健、募集



## ～有害獣から農作物を守るため～ 電気柵を設置しましょう



市では、クマ、イノシシ、ニホンジカなどの有害獣による農作物などの被害を防ぐため、電気柵の設置費用を補助しています。

設置者の負担が少なくなるよう、補助上限額をなくしていますので、ぜひご活用ください。

### ■補助対象者

市内に住所を有し、有害獣による被害を受けている人または被害を受ける恐れがある人 ※3戸以上隣り合う土地に電気柵を一体的に設置する場合は、団体での申請ができます

### ■補助対象経費

▶農作物 ▶林産物 ▶住宅 ▶農業施設を含む建物一などを守るため設置する電気柵の費用 ※送料、設置工事費、除草剤・防草シートなどの購入費用は補助対象外

### ■補助率

- ①団体…電気柵の費用の4分の3(上限額なし)
- ②個人…電気柵の費用の3分の2(上限額なし)

### 申請にあたっての注意点

申請前に設置した電気柵は補助対象外です。申請する前に、電気柵販売店に見積もりを依頼し、電気柵の概算費用を把握した上で、下記へご相談ください。

\*申請様式などは、市ホームページ([https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/anshin\\_anzen/1000719.html](https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/anshin_anzen/1000719.html))に掲載しています



【問い合わせ・申請】▶農村林務課(☎23-1400)▶各総合支所産業係(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6512)



## 障がい者を虐待から守りましょう

虐待は、その人の尊厳を傷付ける重大な人権侵害です。障がいのある人の場合は、虐待を受けている認識がないことなどから、被害を訴えられない場合もあります。

虐待の疑いを発見した場合は、市の相談窓口にご相談してください。

### ■障がい者虐待とは

- 障がい者虐待とは下記のものを含みます。
- 養護者による虐待
  - 障がい者福祉施設従事者などによる虐待
  - 障がい者福祉施設の利用者による虐待

### ■障がい者への虐待例

- 身体的虐待
- 叩かれる
  - 部屋に閉じ込められて外に出られない



### 性的虐待

- 裸にされる
  - 体を触られる
- 心理的虐待
- 仲間外れにされる
  - 話し掛けても無視される

### 放棄・放置(ネグレクト)

- 病気になっても病院に連れて行ってもらえない
- 部屋の掃除がされず、ごみも放置されたまま、不潔な状態で暮らしている

### 経済的虐待

- 働いたのに賃金がもらえない
- 家族にお金を取り上げられ、自由に使えない

### 【問い合わせ・相談】

▶新館障がい福祉課(☎41-3580)  
▶基幹相談支援センター(新館障がい福祉課内☎41-3582)